

## 簡易検査陽性から疑似患畜決定までの作業

## 1 対策本部の設置

簡易検査陽性により、長崎県鳥インフルエンザ総合対策本部設置要綱に基づき、本庁では、知事を本部長とする長崎県鳥インフルエンザ総合対策本部（以下「県総合対策本部」という。）を設置し、本部長の指示のもと長崎県鳥インフルエンザ防疫対策本部（以下「県防疫対策本部」という。）を設置する。また、現地では、振興局長を本部長とする鳥インフルエンザ現地総合対策本部（以下「現地総合対策本部」という。）を設置し、本部長の指示のもと鳥インフルエンザ現地防疫対策本部（以下「現地防疫対策本部」という。）を設置する。

## 2 疑い事例（簡易検査陽性）のプレスリリース等

県防疫対策本部と動物衛生課は、公表の内容、今後の防疫方針について調整の上、農林水産省と県がそれぞれ公表を行う。

県防疫対策本部は、疑い事例が発生した農場所在地の市町長に通報するとともに、関係団体等、九州各県へ通知する。

県防疫対策本部は、県総合対策本部と調整の上、防疫措置等に関し、必要に応じ報道機関に適宜情報提供を行う。また、まん延防止のため、マスコミに対して、疑い事例をはじめ、鳥インフルエンザ関係については、本庁一括（畜産課、農政課対応）にて広報するため、発生地域等への取材は自粛するよう要請する。

## 3 発生農場等周辺住民への防疫措置の説明

現地防疫対策本部は、発生農場、埋却地等の周辺住民に対して、法に基づく防疫措置を行う旨を十分に説明する。説明会には家保・発生市町職員等のほか、保健所の職員も同席し、人の健康危機管理対策について説明を行う。

## 4 緊急防疫作業

県畜産課と動物衛生課が協議して疑似患畜と決定されるまでの間、まん延防止対策として、次の緊急防疫作業を実施する。

### （1）家保の対応

家保職員は、関係機関等と協力し、次の措置を講じる。

- 1) 農場の外部の見やすいところに発生地の標識と家畜伝染病のまん延を防止するための立入禁止の掲示を行い、ロープ等で出入口を封鎖するとともに、農場の出入口を1カ所に限り、消毒槽及び噴霧消毒（動噴）施設を設ける。
- 2) 当該農場への部外者の立入を制限する。
- 3) 消石灰等の散布を行うことにより、農場出入口の消毒を行うとともに、農場で使用している衣類・使用器具を消毒する。

4) 振興局、市町に協力を要請し、農場周辺の通行の自粛、道路への消毒薬の散布などを行う。

5) 県防疫対策本部の指示により、法第 32 条第 1 項の規定に基づき、次の物品の移動を制限する。

生きた家きん

家きん卵（ただし、GP センター（液卵加工場を含む。以下同じ。）等で既に処理されたものを除く。）

家きんの死体

家きんの排せつ物等

敷料、飼料、家きん飼養器具

## (2) 振興局・市町の対応

1) 農場周囲の通行自粛の対応及び通行制限の準備

2) 農場周辺の通行自粛・制限に係る警察への連絡・協議

3) 家畜防疫員による消毒等の防疫作業に対する協力

4) 消毒等に使用する水及び電気の確保

## (3) 県防疫対策本部の対応

県防疫対策本部は、HPAI 又は LPAI のまん延を防止するため、法に基づく(1)の5)の移動制限を決定するとともに、現地防疫対策本部へ指示する。

## 5 初動防疫の準備

簡易検査陽性を確認した段階で、疑似患畜決定に備え、初動防疫作業が迅速かつ的確に実施できるよう作業現場の事前確認を行う。

### (1) 先遣隊の派遣と現地調査

1) 先遣隊の構成員

構成員は下記の通りとする。( はリーダー)

家保 1名

振興局農業土木職 1～2名

振興局畜産担当 1名

保健所担当 1名

市町担当 1名

建設業協会担当 1名

2) 調査事項

発生現地に出向き、先遣隊調査票(様式集)を使用して各構成員は連携をとり調査を行う。現地での調査には、事前調査情報(防疫作業場所、発生農場及び周辺の見取り図、農場拠点の見取り図等)を使用する。

**【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】**

- 先遣隊の構成員に畜産技術職員を追加
- 先遣隊の確認内容のうち、平時に確認できる内容については、事前に済ませておくこと。(機械の所有状況、水源、鶏舎間口、その他施設概要)
- データを確認しておくこと(年に1回は農場等を確認しデータ更新)

## 調査箇所及び確認内容

区域	施設等	確認内容
農場	農場敷地	<ul style="list-style-type: none"><li>・農場内通路幅</li><li>・排水溝</li><li>・防疫資材(特にガスボンベ)の収容場所</li><li>・作業者の動線</li><li>・汚染物品の搬出経路等</li><li>・防疫フェンスの設置内容(必要な場合)</li><li>・その他</li></ul>
	農場設備等	<ul style="list-style-type: none"><li>・所有する機械の種類・数量及び操作可能者の人数</li><li>・電源・基盤</li><li>・照明機器の設置状況(追加設置場所・数量)</li><li>・その他</li></ul>
	鶏舎	<ul style="list-style-type: none"><li>・鶏の飼養状況</li><li>・ローダー等機械類の侵入の可否</li><li>・照明機器の設置状況(追加設置場所・数量)</li><li>・電源の場所</li><li>・鶏糞量</li><li>・排水溝</li><li>・その他</li></ul>
	堆肥舎	<ul style="list-style-type: none"><li>・照明機器の設置状況(追加設置場所・数量)</li><li>・堆肥の量</li><li>・その他</li></ul>
	飼料タンク	<ul style="list-style-type: none"><li>・数量・容量(残飼の推定量)</li><li>・排出弁の状態</li><li>・その他</li></ul>
	水源 (水道栓等)	<ul style="list-style-type: none"><li>・場所</li><li>・水タンク保有数量・容量</li><li>・水圧の確認</li><li>・その他</li></ul>

区域	施設等	確認内容
埋却地		<ul style="list-style-type: none"> <li>・確保場所の規模（面積）</li> <li>・埋却溝のレイアウト</li> <li>・埋却可能数量（処理鶏、飼料、堆肥）</li> <li>・トラック及び重機の進入の可否</li> <li>・必要な重機の種類・台数</li> <li>・照明器具の設置場所・数量</li> <li>・その他</li> </ul> <b>【埋却地が農場敷地外にある場合の追加項目】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動力噴霧器の設置場所</li> </ul>
農場周辺	通行遮断ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイントの場所と数</li> <li>・ポイントの運営に必要な人員</li> <li>・照明器具の設置場所・数量</li> <li>・案内掲示板の設置場所の確認</li> <li>・その他</li> </ul>
	農場拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置場所と規模（面積）</li> <li>・設置に必要な資材</li> <li>・着脱場所</li> <li>・ゾーニングの実施</li> <li>・簡易トイレの設置場所</li> <li>・照明器具の設置場所・数量</li> <li>・農場から離れて位置する場合は、農場そばに仮設ポイントの設置を検討（トイレ休憩時の脱着用等に利用）</li> </ul>
	農場拠点から農場までの経路	外灯の設置状況、必要であれば照明器具の設置場所・数量、道案内掲示板の設置の要否

## （２）防疫作業計画の策定

現地防疫対策本部は、疑似患畜決定後のまん延防止措置を迅速かつ的確に実施するため、先遣隊の情報を基に、下記作業ごとに作業班編成と進捗管理ができる工程表を作成し、県防疫対策本部と内容を確認する。

作成した工程表は、県防疫対策本部と現地防疫対策本部で共有する。

- 1) 殺処分作業
- 2) 鶏糞除去作業（又は鶏舎内での発酵消毒作業）
- 3) 飼料除去作業（飼料タンク、飼槽）
- 4) 鶏卵除去作業（採卵鶏での発生時のみ）
- 5) 鶏舎消毒
- 6) 堆肥舎内の鶏糞除去作業（又は発酵消毒作業）
- 7) 汚染物品の運搬及び埋却作業（又は焼却作業）
- 8) 埋却地の掘削・埋却作業



### 【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】

- 進捗管理が可能な防疫計画資料を作成する。
- 鶏糞除去作業等で機械を使用する場合は、作業箇所ごとに機械を使用する時間帯、機械の種類・台数を記載すること。
- 併せて、機械オペレーター（農林部職員）の動員計画も作成する。

### (3) 全体防疫作業計画の決定

県防疫対策本部は、現地防疫対策本部から提出のあった初動防疫報告票並びに防疫計画の内容を確認し、作業計画を決定する。

- 動員計画
- 作業計画
- 消毒ポイント設置箇所



県境での発生時は、消毒ポイントの設置箇所に関し県防疫対策本部と隣県で協議を行う。

### (4) 初動防疫作業準備

#### 1) 現地防疫対策本部

- 動員要請（一般、建設業協会等）
- 資材調達（購入資材・リース資材・食糧）
- 資材運搬用赤帽トラック（後方支援センター 農場拠点）の確保
- 移動用マイクロバス（後方支援センター 農場拠点）の調達
- 後方支援センター及び農場拠点の設営

#### 2) 県防疫対策本部

- 国との連絡調整
- 動員要請・調整
- 移動用バス（各振興局 後方支援センター）の調達
- 県備蓄資材輸送準備
- 自衛隊への動員要請（必要な場合）
- 隣県との消毒ポイント設置場所調整（制限区域が隣県に跨る場合）

## 6 動員の考え方

全体動員計画は、発生規模別必要人員数の表のとおりとする。（P.10～22）

各地域の動員計画は、毎年度別に定める。

農場作業者が確保できない場合は、総務動員者確保班（農政課）から他部へ動員を要請する。

農場作業に協力する九州農政局等の国職員の動員は、採卵鶏6万羽又は肉用鶏7万羽を超える養鶏場での発生を要請の目安とする。国からの動員者調整は、県本部で行う。

農場内の鶏糞等の処理に農技センター畜産研究部門、農業大学校畜産学科、肉用牛改良センターの、ホイルローダーの有資格者を動員する。有資格職員は、県防疫対策本部動員枠とするため、地域の動員者リストには含めない。

自衛隊への動員要請は、原則として、採卵鶏6万羽又は肉用鶏7万羽を超える養鶏場での発生時を要請の目安とし、発生鶏舎の殺処分作業を依頼するが、それ以下の規模での発生であっても、人員が不足する場合にあってはこの限りではない。

防疫作業従事者に対しては、防疫作業従事除外基準（慢性心疾患で通院加療中の者等）に基づく確認や作業前の健康調査を行うとともに、作業前後における防護服の適切な着脱指導等をもって感染防止対策を徹底する。

各作業箇所に作業管理者として責任者と情報連絡員を配置する。

責任者と情報連絡員は、一般職員の動員リストとは別に動員者を選定する。

### 作業班

#### ○後方支援センターサポート班員（一般職員）

農場・埋却地防疫作業従事者数	人数	内訳						作業時間
		班長	受付係	誘導係	資材係	連絡係	資材運搬係	
50名	9名	1	2	2	2	1	1	8時間
100名	15名	1	4	4	4	1	1	
150名	21名	1	6	6	6	1	1	
200名以上	27名	1	8	8	8	1	1	

上記表には、家畜防疫員、健康管理者及び防護服の脱着サポートは含まない。

#### ○農場拠点サポート班員（一般職員）

農場・埋却地防疫作業従事者数	人数	内訳			作業時間 /クール
		班長	資材係	消毒係	
50名	6名	1	3	2	8時間
100名	9名	1	6	2	
150名	12名	1	9	2	
200名	15名	1	12	2	
250名以上	18名	1	15	2	

上記表には、家畜防疫員、健康管理者、防護服の脱着サポートは含まない。

#### （埋却地拠点サポート班員）（一般職員）

埋却地防疫作業従事者数	人数	内訳		作業時間 /クール
		資材係	消毒係	
関係なし	2名 (固定)	1 (固定)	1 (固定)	8時間

農場と埋却地が離れている場合に設置

上記表には、家畜防疫員、健康管理者、防護服の脱着サポートは含まない。

(自衛隊対応サポート) (一般職員)

自衛隊動員数	役割	人数	配備箇所	作業時間/クール
関係なし	連絡係	2名(固定)	前進拠点 1	8時間
	資材係	2名(固定) 2	後方支援センター	

1：状況によって、情報伝達のため前進拠点と支援センターを往復することがある。

2：資材係は第1クール(0~8時間)のみ配置する

(防疫作業員) (一般職員)

作業班	作業箇所	人数/班	作業時間/クール	作業内容等
農場通行規制班	農場外	2名	8時間	発生農場に至る通路の遮断
農場車両等消毒班	農場内	2名	4時間	農場から出る車両・作業員の消毒
殺処分班	農場内	班長(家保等)	8時間	
		25名	4時間	捕鳥係6、運搬係8、炭酸ガス注入係1、袋詰め係5(結紮2、消毒1、搬出2)、フレコンバッグ詰め係4、搬出補助係1
農場清掃・消毒班	農場内	25名	4時間	殺処分作業後の鶏舎清掃・消毒
埋却地班	埋却地	衛生班長(家保)	8時間	
		土木班長(農業土木職)	8時間	
		4名(班数は固定)(6名)	4時間	埋却補助4名(埋却地が農場敷地外にある場合は、車両消毒係を2名追加)
消毒ポイント班		5名	8時間	作業開始3日後頃から外部委託に切り替え
ローダー有資格者	農場	2名	8時間	鶏糞除去等におけるホイールローダー等の操作



**(埋却作業) (建設業協会)**

	飼養規模	
	9万羽以下	9万羽超え
現場管理係	1名	1名
掘削係	4名 (OP 2名、玉掛技能者 2名)	6名 (OP 3名、玉掛技能者 3名)
搬出積込	3名	3名

記載の人数は参考であり、先遣隊の事前調査結果を踏まえて決定する。

埋却地が農場から離れた場所に位置する場合は、別途搬送業務(トラック輸送)が必要となる。

**作業管理者**

**○作業責任者**

責任者	人数	作業時間	管理区域
後方支援センター責任者(家保)	1名	8時間	後方支援センター
農場拠点責任者(家保)	1名	8時間	農場拠点
埋却地拠点責任者(家保)	1名	8時間	埋却地
農場全体責任者(畜産関係職員)	1名	8時間	農場
農場防疫責任者(家保)	1名	8時間	農場(防疫作業に限定)

埋却地拠点は、埋却地が農場から離れた場所に位置する場合のみ設置するが、埋却地拠点責任者は、埋却地衛生班長が兼務する。

**○情報連絡員**

配置箇所	配置職員	人数	作業時間	備考
後方支援センター	畜産関係職員	1名	8時間	
農場拠点	"	1名	8時間	
農場	"	2名	8時間	肉改C、農技畜研部門、 農大畜産学科
埋却地	"	1名	8時間	農業敷地外の場合に配置



**【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】**

農場での業務管理と情報伝達体制を改善するため、新たに各作業箇所に責任者と情報連絡員を配置した。













発生規模別必要人員数(採卵鶏)

2: 埋却地が農場敷地内 1: 埋却地が農場敷地外 2  
 3: 埋却地が農場敷地外であるが、農場近隣の埋却地敷地不要

発生規模	日数	時間	発生農場作業										農場 埋却地			サボート(6)					動員人員					合計																						
			家畜防疫員(1)		殺菌消毒(2)		埋却地作業(3)		埋却(4)		家畜防疫員(5)		自衛隊(6)		通行(7)		費用(8)		埋却地(9)		後方支援(10)		自衛隊(11)		4時間毎		24時間毎		家畜防疫員		自衛隊		家畜防疫員															
			防疫責任者	殺菌消毒	一般	自衛隊	埋却	埋却	家畜防疫員	自衛隊	家畜防疫員	自衛隊	家畜防疫員	自衛隊	家畜防疫員	自衛隊	家畜防疫員	自衛隊	家畜防疫員	自衛隊	家畜防疫員	自衛隊	家畜防疫員	自衛隊	家畜防疫員	自衛隊	家畜防疫員	自衛隊	家畜防疫員	自衛隊	家畜防疫員	自衛隊																
22万羽以下	1日以下	4	1	1	3	75	3	50	2	3	1	1	9	2	6	80	0	12	4	1	15	1	2	1	23	2	9	126	0	12	0	0	0	0	0	0												
		8	1	1	4	100	3	50	2	3	1	1	4	9	2	6	112	50	12	4	1	18	1	2	1	21	2	9	159	50	12	0	0	0	0	0	0											
		12	1	1	3	100	3	50	2	3	1	1	4	9	2	5	87	50	12	4	1	18	1	2	1	21	2	8	111	50	12	0	0	0	0	0	0	0										
	2日目	20	1	1	3	75	3	50	2	3	1	1	4	9	2	5	87	50	12	4	1	18	1	2	1	21	2	8	134	50	12	0	0	0	0	0	0	0										
		24	1	1	2	75	3	50	2	3	1	1	4	9	2	86	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0										
		28	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	4	62	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0									
	3日目	32	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	61	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
		36	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	4	62	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
		40	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	4	62	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
	4日目	44	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	4	62	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
		48	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	4	62	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		52	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	4	62	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
5日目	56	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	4	62	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	60	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	4	62	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	64	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	4	62	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
6日目	68	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	4	62	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	72	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	4	62	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	76	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	4	62	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
7-10日目までは記載省略	80	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	4	62	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	84	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	4	62	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	88	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	4	62	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11日目	92	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	4	62	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	96	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	4	62	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	100	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	4	62	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
12日目	104	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	4	62	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	108	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	4	62	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	112	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	4	62	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
13日目	116	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	4	62	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	120	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	4	62	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	244	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	4	62	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
14日目	248	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	4	62	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	252	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	4	62	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	256	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	4	62	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
15日目	260	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	4	62	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	264	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	4	62	50	12	4	1	15	1	2	1	15	2	7	100	50	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	268	1	1	2	50	3	50	2	3	1	1	4	9	2	4	62	50	12	4	1</																												















## HPAI・LPAI発生時防疫作業従事者確保手順

### 簡易検査陽性

獣医師動員は、別途定める獣医師動員手順書に従い実施する。

発生地振興局は現地確認に基づき、県本部・総務動員者確保班(農山村振興課)へ動員要請書提出(様式1-1)

- ・要請人数
- ・集合場所
- ・集合時間

県本部・総務動員者確保班(農山村振興課)は各地域対策本部、農林部等へ配分する案を作成し、本部長に確認

原則として、採卵鶏6万羽又は肉用鶏7万羽を超えて飼育する農場の場合は、自衛隊派遣要請のため基地対策・国民保護課へ連絡

発生地外の各地域対策本部、県本部・総務動員者確保班(農政課)は確保人員を取りまとめ(振興局以外の管内各所属を含む)、県本部・総務動員者確保班(農山村振興課)に報告(様式3-1、3-2)

本部長承認後、各地域対策本部、県本部・総務動員者確保班(農政課)、団体等に動員要請(様式2-1)

動員要請がない場合もその旨報告

各振興局と動員人員調整\*

現地・地域対策本部は、調整結果を基にバス会社と詳細について調整し、後方支援センターまでの移動用バス、現地移動バスを確保(後方支援センターへ直接集合することも可とする)。

地域対策本部は、動員数、バスの出発予定時間及び到着予定時間を県本部・総務動員者確保班(農山村振興課)に報告(様式3-1)

県本部・総務動員者確保班(農山村振興課)は、バス協会との支援協定に基づき移動用バスの確保協力を要請。協会との調整結果を、各振興局に提供する。

現地対策本部は防疫作業従事者の班編成を行い(様式4-1)、後方支援センター受付係に提出する

防疫作業従事者を現地専用バスで後方支援センターから農場拠点(発生地等)へ移動させる。

各場所に応援人員を配置し、速やかに防疫措置を行う

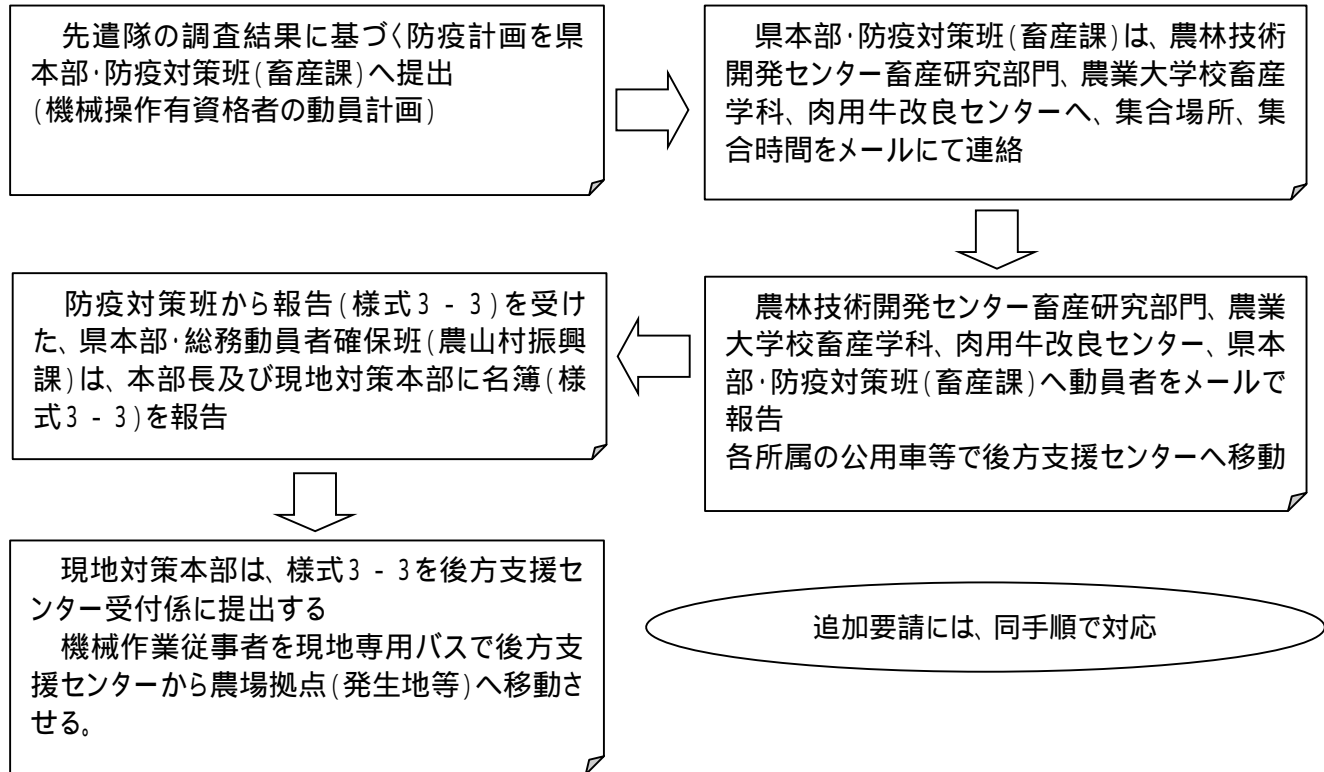
県本部・総務動員者確保班(農山村振興課)は、県本部・総務動員者確保班(農政課)及び現地防疫対策本部に確保人員等を報告(様式3-1、3-2)

追加要請には、同手順で対応

- ・動員要請は、段階的に行い、追加調整を同手順で行う。
- ・防疫作業従事者の後方支援センター(駐車場が広く、多数の人員が収容できる場所。体育館、公民館等)、農場拠点(農場の近くでコンテナやテント等が設置できる場所)は現地対策本部で決定する。
- ・後方支援センターと農場拠点が近い場合は徒歩で移動する。

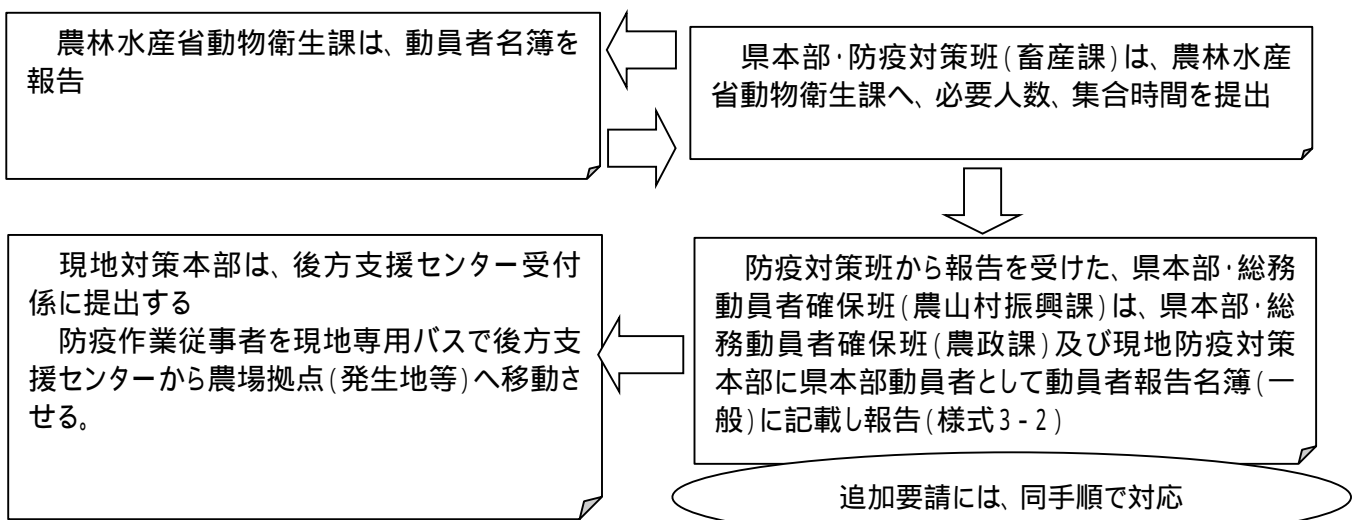
# 農場機械作業従事者確保手順

## 簡易検査陽性



# 国職員作業従事者(一般)確保手順

## 簡易検査陽性





# 獣医師確保手順

## 簡易検査陽性

発生地家保は必要な人員を算定し、全家保、畜産課家畜衛生班へメールと電話で獣医師動員要請。

- ・家保動員様式は家保へ送信
- ・食検獣医師動員要請書は畜産課へ送信

各振興局（家保）は、動員様式を発生地家保にメールで報告。

県本部・防疫対策班（畜産課）は県民生活環境部生活衛生課へ食検獣医師動員要請書を送付

県民生活環境部長（生活衛生課）は、動員者表を農林部長（防疫対策班）にメールで報告。

○防疫対策班は、発生地家保へ動員者表を発生地家保へメールで報告。

発生地家保は各所からの報告に基づき、班編成を行い、全家保、畜産課家畜衛生班へメールで報告。

## 7 防疫作業従事者の輸送バスの確保

一般社団法人長崎県バス協会との支援協定

○県庁及び各振興局から後方支援センターまでの防疫作業従事者が移動するための貸切バスの運行

○その他、必要と認める貸切バスの運行

### (1) 県庁及び各振興局から後方支援センターまでのバス運行

県対策本部は、次頁のスキーム図のとおりバス協会代表幹事会社等と連携しバスを確保する。また、バス協会での確保が不足した場合は、県議会事務局へバスの運行を要請する。

下記の点に留意し、運行計画案を事前に作成しておく。

出発地、経由地を明確にし、目的までの所要時間を算定

後方支援センターにバスの待機場所が確保できない場合は、近辺(片道30分以内を目安)にバスの待機場所を確保し、平時に土地管理者の許可を得ておく  
バス運転手の拘束時間(バス営業所を出発し、営業所に戻るまで)を13時間以内とする

バス運転手との連絡担当者

<想定されるルート>

振興局、県庁出発 諫早駅経由 目的地(後方支援センター)

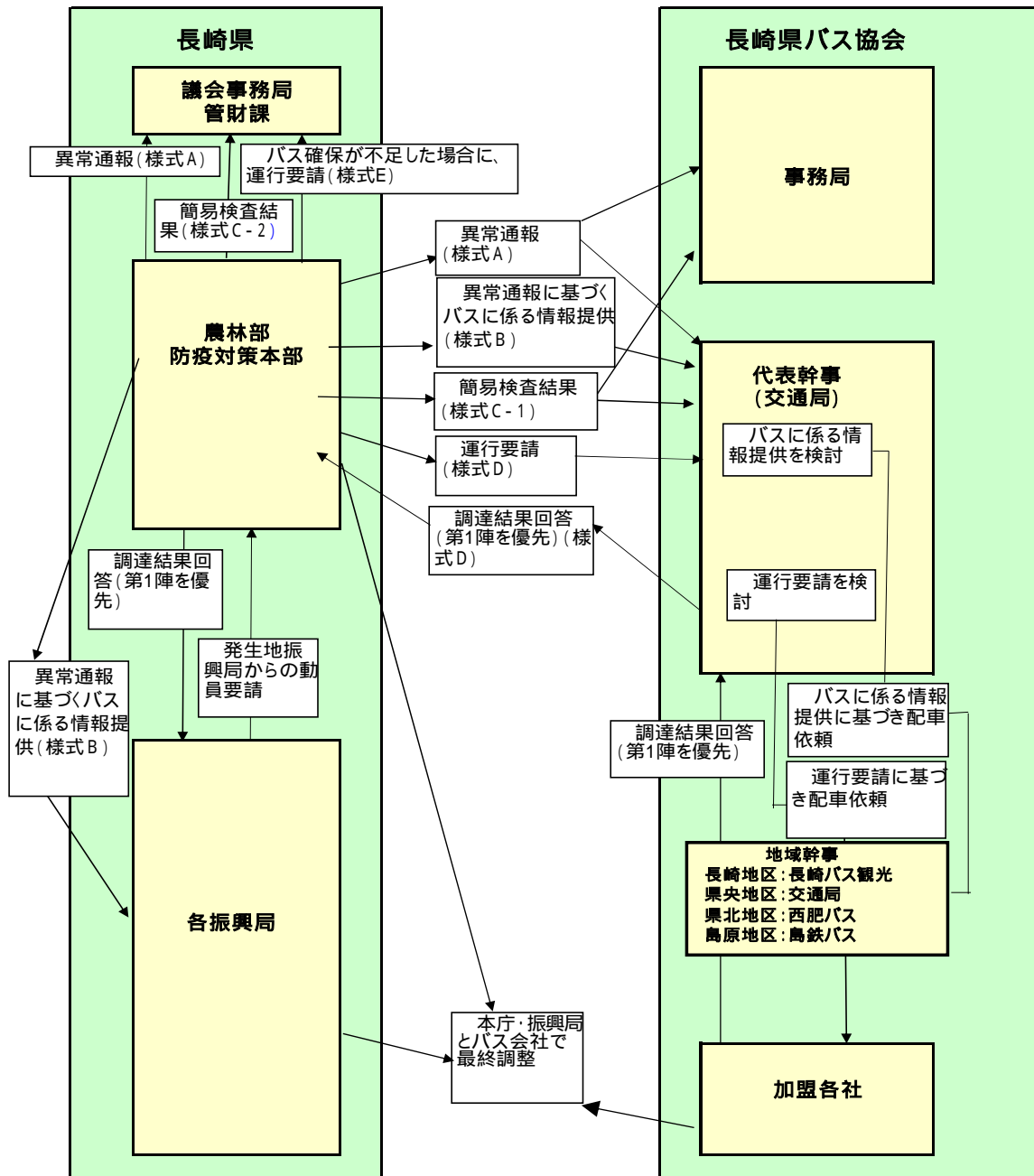


#### 【R4.12.22の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】

○島原、県北地域勤務職員は、振興局(島原・県北)以外にも諫早駅での乗降車を可能とした。

○長崎、県央地域勤務職員が乗るバスは、発生地によって、出発地を県庁発又は諫早駅西口発の可変とし、県庁と諫早駅での乗降車が可能とした。

家畜伝染病発生時の防疫作業従事者輸送バス確保にむけたスキーム図



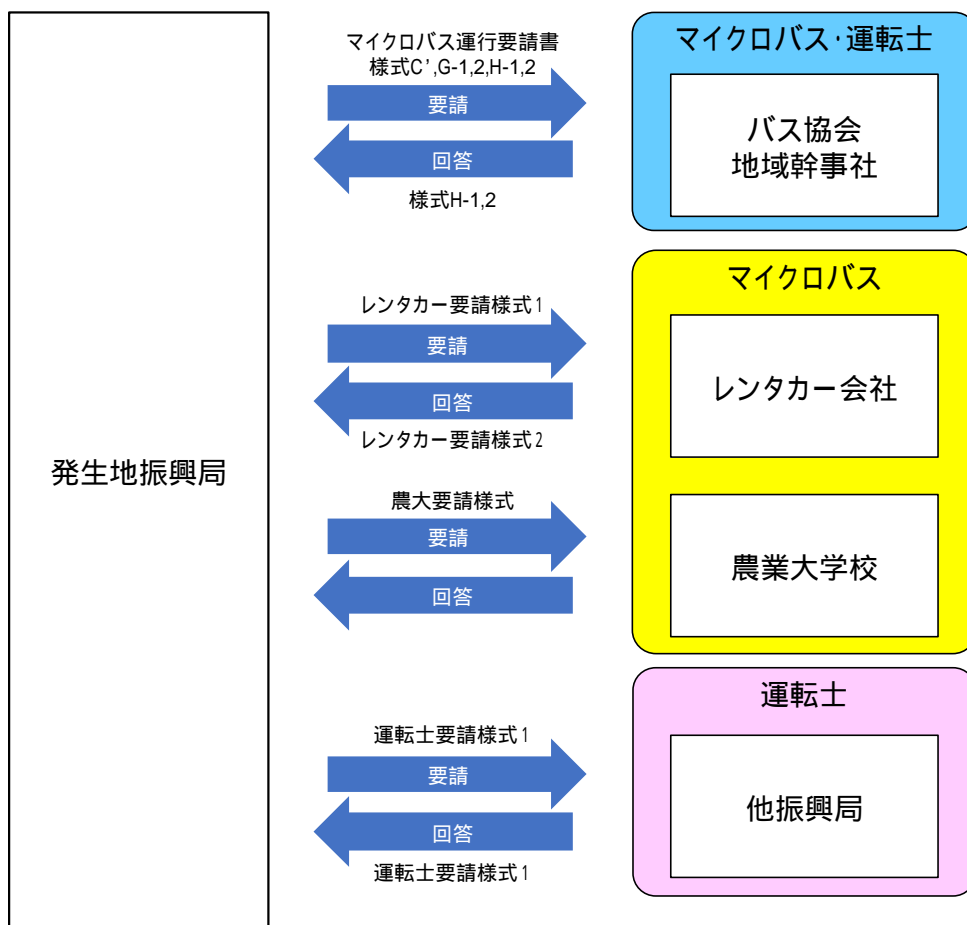
## (2) 後方支援センターから農場拠点等までのバス運行

発生地振興局は、バス協会地域幹事社、農業大学校、レンタカー会社および他振興局（運転士）と調整しバスを確保する。



後方支援センターから農場拠点等までのバス経路図を事前に作成しておくこと。

### (参考) マイクロバスの調達にかかる手順



#### 【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】

○建設業協会員と一般作業者は、動員サイクルが異なるため、輸送手段は別々に確保する。

## 8 必要資材調達と運搬

### (1) 現地防疫対策本部

資材調達班は、購入予定資材(食糧を含む)やリース資材の現地調達を開始する。  
赤帽トラックに輸送依頼を行う。

食糧：パン工場（諫早） ホームセンター（カップ麺等） 後方支援センター

防疫資材：後方支援センター 農場拠点

### (2) 県防疫対策本部

県備蓄資材の搬送準備を行う。（県トラック協会への搬送作業協力要請）

国備蓄資材の供出を動物検疫所企画管理部危機管理課へ要請する。



#### 資材搬送依頼時の留意点

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）における適用除外業務について（令和4年12月27日付け4消安第5299号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）（要約）

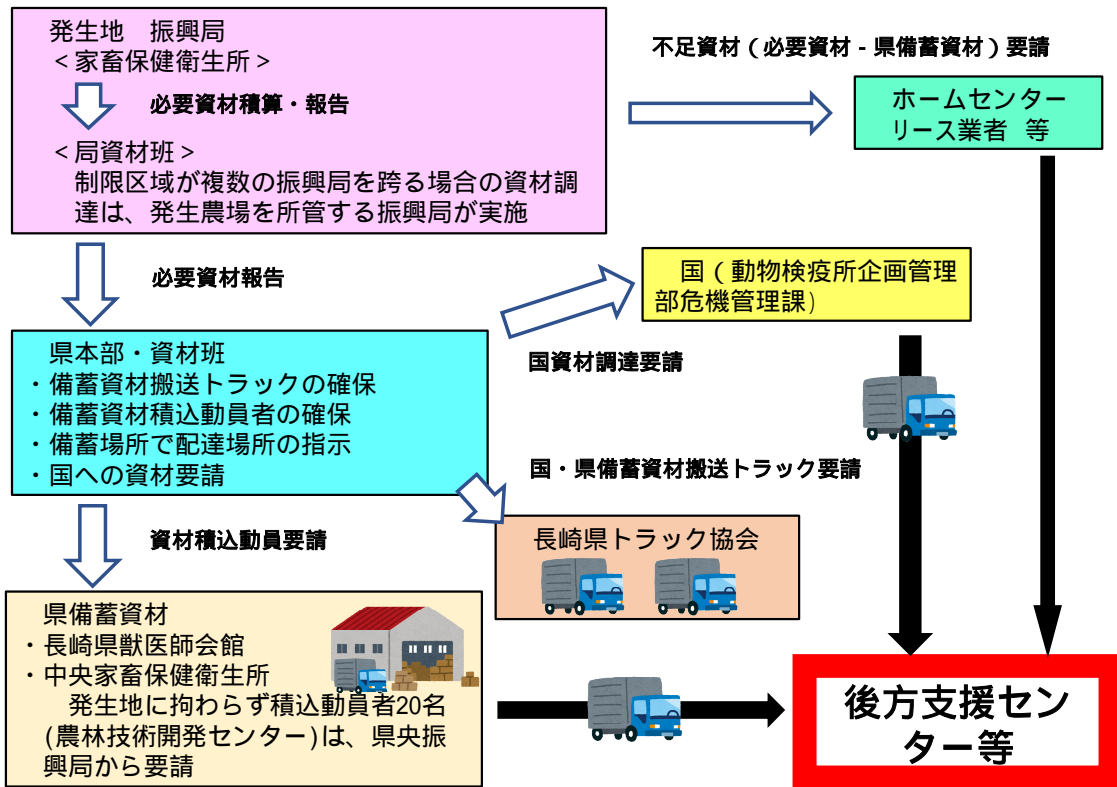
令和4年12月23日付けで改善基準が改正され、厚生労働省労働基準局長からの「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正等について」（令和4年12月23日付け基発1223第3号厚生労働省労働基準局長通達）及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る適用除外業務の当面の取扱いについて」（令和4年12月27日付け基発1227第1号厚生労働省労働基準局長通達）が発出され、令和4年12月27日から防疫資材等の運搬業務が改善基準の適用を受ける業務から除外されることとなった。）

防疫資材を依頼する場合には、下記の対応を実施する。

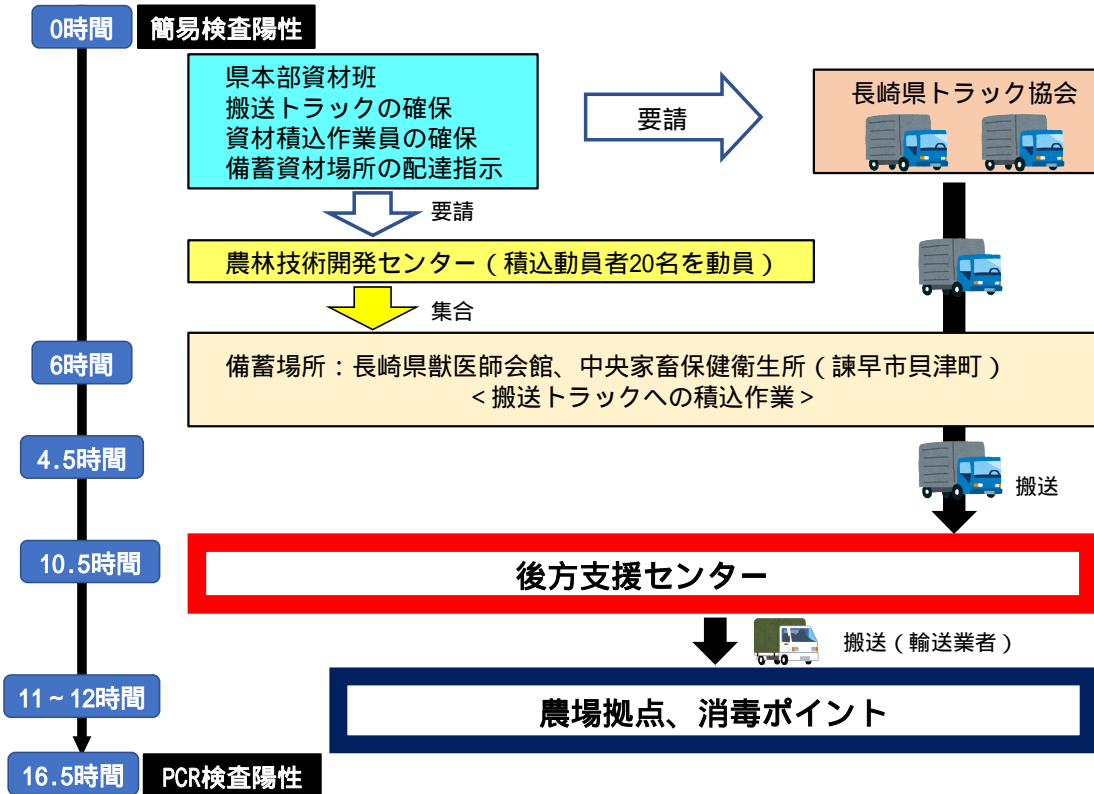
#### 記

- 1 防疫資材等の運搬を依頼する事業者団体又は個別の事業者に対して、家畜伝染病予防法に基づき防疫資材等を運搬することを依頼する文書（以下「依頼文書」という。）を発出すること。  
なお、依頼する事業者が所属する団体に当該文書が発出する場合には、団体に所属する個別の事業者にも文書が発出する必要はない。
- 2 依頼文書には、依頼する運搬業務の内容（運搬に係る物資等、区間、期日等）を具体的に記載すること。
- 3 当該文書は、事業者に防疫資材等の運搬業務が実施される前に発出されることが望ましいが、運搬業務の実施後の発出でも差し支えない。

### HPAI・LPAI発生時の資材調達フロー（本土地域）



### HPAI・LPAI発生時の県備蓄資材の搬送（本土地域）



## 9 準備状況のチェック及び報告

現地防疫対策本部は、事前チェック票により準備状況の確認を行う（様式集）。なお、準備状況については、「初動防疫報告票」（様式集）により県防疫対策本部へ報告すること。

## 10 後方支援センター、農場拠点の設営

### (1) 設営作業

簡易検査陽性後、遺伝子検査により陽性が確定した段階で農場作業が開始される。結果判明後直ちに防疫作業が開始出来るよう専任の作業員（事前準備班）を動員し、事前に後方支援センター及び農場拠点の設営を完了させる。

#### 1) 組織体制：事前準備班構成員

- 後方支援センター責任者（家保）：1名
- 農場（埋却）拠点責任者（家保）：1名
- 農場防疫責任者（家保）：1名
- 埋却地衛生班長（家保）：1名
- 後方支援センター設置要員（区市町）：各振興局で調整
- 農場（埋却）拠点設置要員（区市町）：各振興局で調整
- フォークリフトオペレーター：1名

#### 2) 事前準備班の集合時間及び場所

県備蓄資材が後方支援センターに到着する時間（またはテントの到着時間）を考慮して決定した時間及び場所に集合する（後方支援センターあるいは農場拠点）。移動手段は公用車やタクシー。

#### 3) タイムフロー（12:30 に簡易検査陽性を確認した場合の参考）

時間	経過時間	事項
12:30	0:00	簡易検査陽性
13:00	0:30	備蓄資材搬送準備
15:00	2:30	備蓄資材積込班移動開始
16:00	3:30	備蓄資材積込開始
17:00	4:30	備蓄資材トラック出発
18:30	5:30	事前準備班集合
19:30	6:30	後方支援センターへ備蓄資材搬入完了
20:30	8:00	農場拠点へ備蓄資材搬出、農場拠点設営開始
21:30	9:00	後方支援センター、農場拠点設営完了
8:00	19:30	防疫作業開始

#### 4) 作業内容

後方支援センター設営

○後方支援センターにトラックで搬送された県備蓄資材の荷降ろしと施設内への運び込み。荷下ろしには、フォークリフトとオペレーターが必須。

○仕分け表により、使用する場所ごとに資材を分類し配置

○レイアウト図に基づき設営

○農場・農場拠点・埋却地拠点に配置する資材を赤帽トラックへ積載



【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】

- 備蓄資材の荷下ろし用フォークリフト調達  
現地でフォークリフトを調達する。  
【レンタル業者】  
トヨタ L&F 福岡株式会社  
【連絡先】
  - ・長崎・県央地域、島原半島地域発生時（長崎営業所）  
諫早市多良見町化屋 1858  
TEL (0957) 43-4009 FAX (0957) 43-0440
  - ・県北地域発生時（佐世保営業所）  
佐世保市指方町 562-11  
TEL (0956) 58-4009 FAX (0956) 58-5578  
操作資格者の確保が必要
- 資材の仕分け作業  
初動防疫報告票 6 の仕分けシートにより使用する作業箇所ごとに仕分けする。
- 暖房器具の設置  
気象状況によって必要な数量の暖房器具を設置する。
- パーテーションの設置  
防疫作業者の更衣スペースには、目隠し用のパーテーションを設置。

農場拠点（埋却地拠点）設営

- レイアウト図に基づき農場拠点テントを設営。
- 後方支援センターからトラック搬送された資材の荷下ろし
- レイアウト図に基づき資材等を配置。
- 農場拠点（埋却地拠点）で使用する資材、農場で使用する資材を仕分け
- 農場拠点・農場間に必要に応じ照明器具を設置



【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】

- 農場拠点から農場までの経路に照明器具を設置  
外灯の設置状況を見て、安全性確保に少しでも不安があれば設置する。
- 道案内掲示を設置  
農場と農場拠点間が離れていると道に迷うことがあるため、必要に応じ道案内の掲示を行うこと。
- トイレの設置
  - ・女性専用トイレ（男女の表示）を設置する。配置場所に考慮する。
  - ・洋式トイレを優先して設置する。
  - ・設置場所が分かりづらい場合は、案内掲示を設置する。





**【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】**

**農場から離れた場所にしか設置できない場合の対応**

- 農場隣接エリアに簡易拠点を設置
  - 必要最小限の資材と1班25名程度が休憩をとれるスペースを確保
  - ・トイレや飲水休憩時の防護服の着脱を行う。
- 必要な設備
  - ・テント、暖房器具、簡易トイレ、脱着サポート（少人数）

**農場（埋却地）への資材の搬送**

- 農場（埋却地）で使用する資材は必要数量を家保等の軽トラックでピストン輸送
- 農場（埋却地）内に資材を搬入



**農場内（汚染区域）に資材を搬入する際の注意点**

- 車両乗り入れ時の対策
  - ・農場内は汚染区域内なるため、車両を乗り入れる場合は、車両の窓は完全に閉め、空調は循環とする。運転手は車両から降りない。
  - ・農場から出る際に、タイヤ周り、車両全体の消毒を受ける。
- 人が出入りする際の防護対策
  - ・農場に入る作業者は、必ず防護服・長靴・手袋、N95マスクを着用する。
  - ・退場時は防護服の上から全身消毒を受け、脱衣後は手指の消毒を行う。長靴も洗浄・消毒を行う。

**（2）防疫作業開始に際しての準備**

後方支援センターへ情報管理用のOA機器を設置する。



**【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】**

現場と現地防疫対策本部並びに県防疫対策本部との連絡・情報共有、現場での情報共有のため、後方支援センターにOA機器を設置する。

**【準備する資機材】**

通信機能付きPC（家保職員公用PC）1台、プリンター（A3印刷可能）1台、延長コード、コピー用紙（A3・A4）、ホワイトボード